

# 鶴岡市火入れに関する条例

平成17年10月1日条例第193号

## 鶴岡市火入れに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市に所在する森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第21条第1項の規定により火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れ作業を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の初日の7日前までに、市長に火入れの許可を申請しなければならない。

(許可の要件)

第3条 市長は、前条の規定による申請に係る火入れが次の各号のいずれにも該当する場合でなければ許可をしてはならない。

(1) 火入れの目的が法第21条第2項各号のいずれかに該当すること

(2) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等から判断して、延焼その他危害が発生するおそれがないと認められること

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れを許可するときは、火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するとともに、火入許可証（以下「許可証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、火入れを許可しないときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 市長は、火入れを許可した後において、延焼その他危害が発生するおそれが生じたときは、火入れの差止め、火入れの方法又は期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可する期間)

第6条 火入れを許可する期間は、30日以内とする。

(火入れの連絡)

第7条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れ作業を行う日の前日までに、火入れの場所及び日時を市長及び鶴岡市消防本部消防長（以下「消防長」という。）に連絡しなければならない。

(許可証の返納)

第8条 火入責任者は、火入れが終了したとき又は火入れを許可された期間が満了したときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第9条 火入責任者は、火入れの現場において直接火入れ作業の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れ作業に際し、許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定めるところにより防火帯を設け、及び第12条に定めるところにより火入れ作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）が配置され、かつ、現地の気象状況の異常が認められないことを確認した後でなければ火入れ作業を行ってはならない。

（防火帯の設置）

第10条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上方又は風勢が強い場合における風下に当たる部分については10メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。ただし、火入地の周囲が河川、湖沼、溝、堰等で延焼のおそれがない場合は、この限りでない。

（火入従事者）

第11条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れ作業につき、次の各号に掲げる面積の区分に応じ、当該各号に定める人数の火入従事者を配置しなければならない。

（1）0.1ヘクタールまで 3人以上

（2）0.1ヘクタールを超え0.3ヘクタールまで 7人以上

（3）0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタールまで 10人以上

（4）0.5ヘクタールを超え1ヘクタールまで 15人以上

（5）1ヘクタールを超える場合 その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を15人に加えて得た人数以上

2 火入者は、消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れ作業の現場から退去させてはならない。

（火入れの方法）

第12条 火入れ作業は、風勢、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、2ヘクタールを超えない区画ごとに、風下から（火入地が傾斜地である場合にあっては、上方から）行わなければならない。

2 火入れ作業は、着手した日の日没までに終えなければならない。

（火入れの中止）

第13条 火入者及び火入責任者は、火入れを許可された期間中であっても、強風注意報若しくは異常乾燥注意報又は火災警報（以下「注意報等」という。）が発令された場合には、火入れ作業を行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ作業中に風勢等により延焼のおそれがあると認められるとき又は注意報等が発令されたときには、速やかに火入れ作業を中止しなければならない。

（緊急連絡体制の整備）

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れ作業を行うに当たっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

（消防長への通知）

第15条 市長は、火入れを許可した場合には、消防長にその旨通知するものとする。

（実地調査等）

第16条 市長は、火入れを許可するに当たり、必要と認めるときは、職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

2 市長は、必要と認めるときは、火入れ作業の際に職員を立ち合わせ、必要な指示をさせることができる。

3 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市火入れに関する条例（平成12年鶴岡市条例第30号）、藤島町火入れに関する条例（昭和59年藤島町条例第12号）、羽黒町火入れに関する条例（昭和59年羽黒町条例第15号）、櫛引町森林等火入れに関する条例（昭和59年櫛引町条例第16号）、朝日村火入れに関する条例（昭和59年朝日村条例第24号）又は温海町火入れに関する条例（昭和59年温海町条例第35号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。